

## 7. 史跡を活用した国営公園の整備方針のとりまとめ

### (1) 基本テーマと方針

#### 1) 基本テーマ

本国営公園は、飛鳥歴史公園における1地区であることから、公園全体のテーマは飛鳥歴史公園を踏襲して「日本人のこころのふるさと」とし、平城宮跡地区を「古代国家の<sup>いしづえ</sup>礎<sup>し</sup>を識る」とする。

公園全体のテーマ：「日本人のこころのふるさと」

平城地区のテーマ：「古代国家の<sup>いしづえ</sup>礎<sup>し</sup>を識る」

#### 2) 理念

平城宮は平城京の中央北端に位置する宮城で、東西1.3km、南北1.0km、面積約120haの広がりを持ち、国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあったとされている。

この平城宮跡は、我が国にとって歴史上・芸術上価値の高い遺跡のうち特に重要である「特別史跡」に指定されており、藤原宮跡と並んで、文部科学省が直営で管理する遺跡である。また、「古都奈良の文化財」の一要素としてユネスコ世界遺産の「文化遺産」にも登録されており、日本を含めた東アジア地域における古代都城制を伝える非常に貴重な考古学的遺跡である。

平城宮跡では、これまでも調査研究成果としての遺跡の整備や出土品・模型による展示等により歴史的・文化的価値を利用者に紹介してきたところである。

国営公園化にあたっては、より幅広い、多くの人々が気軽に歴史に親しめるよう、来訪の機会、きっかけとなる情報を提供し、来園者に対しては、本格的な律令国家体制が形成された時代の都城の歴史と文化にふれあい、学び、体験できる場となるよう整備することで、平城宮跡を我が国の貴重な歴史・文化資産として誇りを持ち、将来に継承していくことのできる公園とする。さらに、こうした歴史文化資源を活用することで、異世代、また世界の人々との多様な交流、ふれあいを通じ、新しい公園文化を育み、発信していく公園とする。

#### 3) 基本方針

基本方針としては、以下の5点である。

- ◇宮跡内の歴史・文化資産の保存を基調としつつ、周辺環境も含めた保全の図れる計画、整備、管理を行う
- ◇歴史を楽しく学ぶことができる歴史・文化資産の活用を工夫するとともに、利用者がより快適に過ごすことができるオープンスペースやサービス機能を整備、充実する
- ◇より国民が楽しめる歴史公園を目指した調査・研究を行うとともに、文化庁の継続的な歴史・文化資産の調査・研究に歩調を合わせた整備、管理、運営を行う
- ◇青垣山の山々も視野にいれながら日本を代表する貴重な歴史的・文化的資産にふさわしい景観の保全、形成、整備を進めるとともに、残された貴重な緑地環境を保全する
- ◇周辺地域の産業・観光振興に寄与するとともに、近畿そして我が国を代表する国際交流の拠点の場とする

## (2) ゾーニング

### 1) ゾーニングの考え方

- ・「平城宮跡整備ゾーニング（案）」（検討委員会資料28、以下「委員会案」）に基づく建物復原・遺構表示等の整備エリアを基本に、その利用・活用に資するゾーニングを行う。
- ・地下遺構保護のため、拠点施設等の新規整備は特別史跡区域外に限定する。また、既存施設等の有効活用を図る。
- ・池沼・草園・広場等ゾーン等の「将来発掘エリア」においては、発掘調査計画との調整を図りつつ、施設整備等の検討を行う。
- ・動植物の生息の場となっている空間や従来から利用されている空間の継承に配慮する。
- ・各ゾーンの範囲、利用・活用イメージ等については、今後の発掘成果等を踏まえ、柔軟に見直しを行うものとする。

### 2) ゾーニング（案）

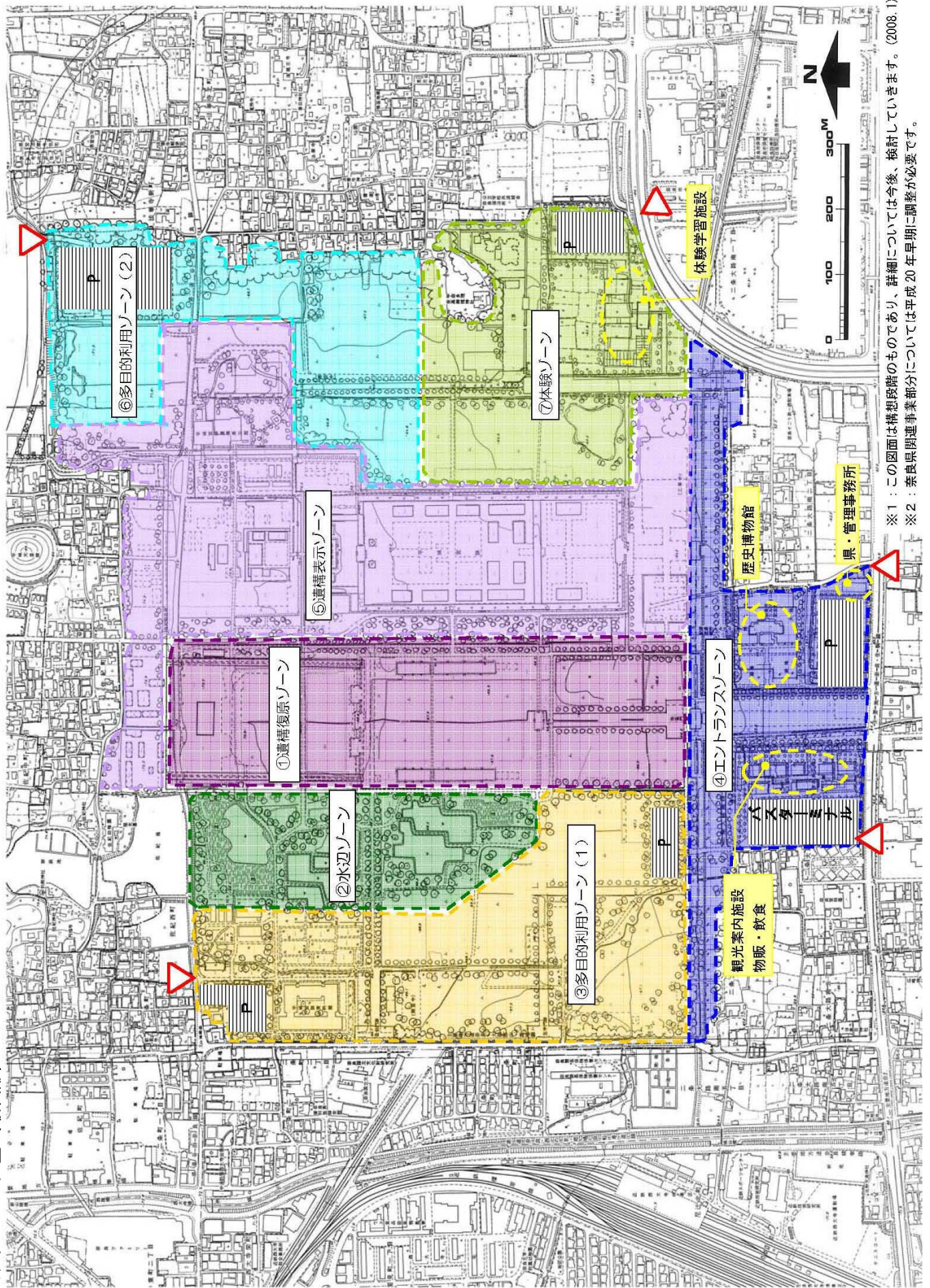
ゾーニング名称、活用イメージは以下のようにまとめられる。

ゾーン名称	利用・活用イメージ	主要施設	平城宮跡及び藤原宮跡等の保存整備に関する検討委員会案との対応
①遺構復原ゾーン	・復原建物等の見学 ・学習	・ <u>第一次大極殿院</u> ・ <u>第一次朝堂院</u> ・ <u>朱雀門</u>	・建物復原ゾーン
②水辺ゾーン	・自然観察 ・散策	・池・湿地、草地広場(既存)	・池沼・草原・広場等ゾーン
③多目的利用ゾーン (1)	・軽スポーツ ・散策	・サブエントランス (駐車場・案内施設) ・グランド、草地広場(既存)	・池沼・草原・広場等ゾーン ・研究・管理・展示施設ゾーン
④エントランスゾーン	・利用拠点 ・観光情報提供 ・買い物、飲食	・ <u>観光案内、物販・飲食施設</u> ・ <u>バスターミナル、駐車場</u> ・ <u>管理施設</u> ・公園センター、管理事務所 ・歴史博物館(奈文研)	・南面整備ゾーン
⑤遺構表示ゾーン	・遺構表示等の見学 ・学習 ・散策	・ <u>北方官衙、内裏、宮内省</u> ・ <u>遺構展示館</u> ・ <u>第二次大極殿院</u> ・ <u>第二次朝堂院、朝集殿院</u> ・ <u>兵部省、式部省</u>	・遺構表示ゾーン ・池沼・草原・広場等ゾーン
⑥多目的利用ゾーン (2)	・散策 ・歴史体験	・サブエントランス (駐車場・案内施設) ・体験フィールド (摘み草園、農園等)	・池沼・草原・広場等ゾーン
⑦体験ゾーン	・発掘等の体験・見学	・ <u>東院庭園</u> ・ <u>歴史文化体験施設</u> ・ <u>サブエントランス</u> (駐車場・案内施設)	・建物復原ゾーン ・遺構表示ゾーン ・南面整備ゾーン

※ \_\_\_\_\_：遺構等施設 ※ \_\_\_\_\_：奈良県施設



3)ゾーニング図(最終形)



※1: この図面は構想段階のものであり、詳細については今後、検討していきます。(2008. 1)

※2: 奈良県関連事業部分については平成20年早期に調整が必要です。



### (3) 動線

#### 1) 動線計画の考え方

- ・歩行者・自転車動線、管理動線の他、公園内の移動を容易にする園内交通動線を設定する。
- ・可能な範囲で宮内道路や条坊道路等を踏襲した配置・幅員等とする。
- ・地下遺構の保護のため、園路の配置や遺構面からの高さ、舗装の構造等に留意する。
- ・舗装・幅員等について、必要な機能を満たすとともに、歴史的環境・景観に配慮した適切な構造を選定する。
- ・北側県道、みやと通、近鉄線等の廃止・移転等に対応した段階的な整備手順を検討する。
- ・近鉄線踏切やみやと通の横断個所について、当面の安全対策を検討する。

#### 2) 動線計画（案）

	機能	配置方針
歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通過交通(主に大和西大寺駅方面への通勤・通学利用)への対応</li> <li>・ 通学路利用への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮内道路・条坊道路の踏襲</li> <li>・ バリアフリー新法に準拠した園路勾配等の設定</li> </ul>
自転車動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタサイクル等による公園利用メニューの拡充、地域との連携強化</li> <li>・ 通過交通(主に大和西大寺駅方面への通勤・通学利用)への対応</li> <li>・ 広域自転車道の機能回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮内道路・条坊道路の踏襲</li> <li>・ バリアフリー新法に準拠した園路勾配等の設定</li> </ul>
園内交通動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内移動の利便性の向上(ユニバーサルな移動手段の確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮内道路・条坊道路の踏襲</li> <li>・ 計画駐車場と主要な施設を結ぶループ状の動線整備</li> </ul>
管理動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の管理車両、緊急車両等の通行への対応</li> </ul>	

#### 3) 検討課題等

- ・ 宮内道路配置についての考え方整理等
  - 道路位置・幅員等のデータ必要、年代設定の確認(年代により道路位置が変化?)
  - “文化財”としての道路の扱い→「展示」「表示」等としての活用の可能性は?
  - 動線と重複させて問題ないか?位置をずらす必要ないか?
- ・ 第一次大極殿院北側(北面築地回廊と大膳職の間)等、スペースの狭い個所がある
  - 沿道の復原計画等の状況、確保可能幅員等について確認必要